

# 「まもりすまい保険主な特約の概要」

住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)

住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)

特約	付帯方法	概要
故意・重過失損害担保特約条項	自動付帯*	<p>普通保険約款では免責となる住宅事業者の故意・重過失にかかる損害について、住宅事業者が倒産等の場合や相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合に限り、住宅取得者様からの直接請求に基づき当社は保険金をお支払します。</p> <p>*任意保険(2号保険)においては、住宅取得者様が宅建業者以外の場合のみ付帯され、それ以外は付帯されません。</p>
保険付保住宅の転売等に関する特約条項	任意付帯	<p>住宅取得者様が保険付保住宅を保険期間中に売却等した場合に、所定の手続きを行うことにより、住宅事業者(被保険者)が負担すべき瑕疵担保責任の範囲において、新たに住宅を取得された方(以下、転得者様)も保険金をご請求することが可能となります。また、住宅事業者(被保険者)が倒産等の場合には転得者様からの直接請求に基づき当社は保険金をお支払します。</p>
複数事業者による共同・連帯の保険契約に関する特約条項	契約形態に応じて付帯	<p>1住棟の住宅に対し、複数の事業者が共同企業体(JV)として1つの建設工事を請負う場合の取扱いを規定した特約です。JVを構成するすべての事業者が倒産等の場合、住宅取得者様からの直接請求に基づき当社は保険金をお支払します。</p>
分離発注にかかる保険契約に関する特約条項	契約形態に応じて付帯	<p>1住棟の住宅に対し、複数の事業者が、分離発注により住宅の部位や工程別に請負契約を締結し工事を行っている場合の取扱いを規定した特約です。保険の手続き以外、住宅事業者はそれぞれが請負った工事範囲について住宅取得者に対して瑕疵担保責任を負います。事故が発生した部分の該当工事を請負った住宅事業者が倒産等の場合は、住宅取得者様からの直接請求に基づき当社は保険金をお支払します。</p>
共同企業体を含む分離発注にかかる保険契約に関する特約条項	契約形態に応じて付帯	<p>1住棟の住宅に対し、複数の事業者が、分離発注により住宅の部位や工程別に請負契約を締結し工事を行っている場合で、分離発注の事業者の中に共同企業体を含む場合の取扱いについて規定した特約です。分離発注のうちJVで請負った部分の瑕疵については、JV参加のすべての事業者が倒産等の場合のみ、住宅取得者様からの直接請求に基づき保険金をお支払します。</p>